

市川市

いつも新しい流れがある 市川



農業委員会だより



梅園の様子



収穫された青梅



ハーブガーデンの様子



ラベンダー

暑中お見舞い申し上げます

那須	佐藤	三橋	小川	加藤	岡本	矢口	竹内	宇田	富田	武藤	梶尾	細川	栗山	石井	石橋	原木	大滝	石井	三橋
嘉郎	ゆきのり	三男	治夫	武央	好夫	俊治	清海	純一	尚武	晃	彌一	佐一	久司	利和	弘嗣	一正	與鷹	克己	弘

市川市農業委員会

平成29年7月から農業委員会はこちら変わります

【農業委員の選出方法の変更】

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから、農業者等からの推薦や募集を経て市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります。

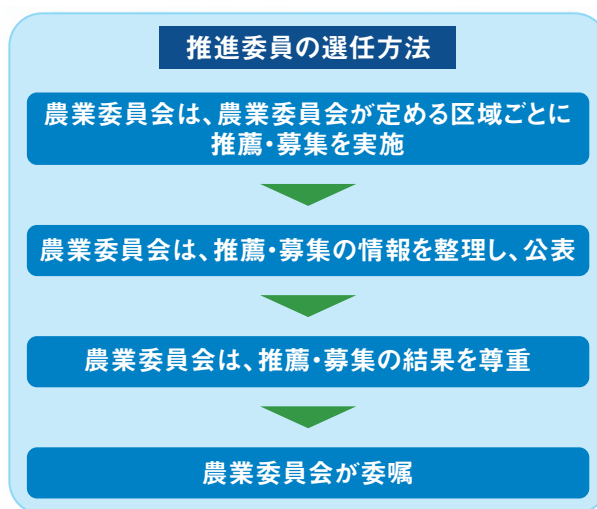
主な改正点は、定数は現行の半分程度、その過半は認定農業者にする、利害関係者以外も登用する、女性や青年の登用を促進する等になります。

定数は法令の基準により10人程度

【農地利用最適化推進委員の新設】

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員会が定める各区域ごとに推薦や募集を行い、最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱します。

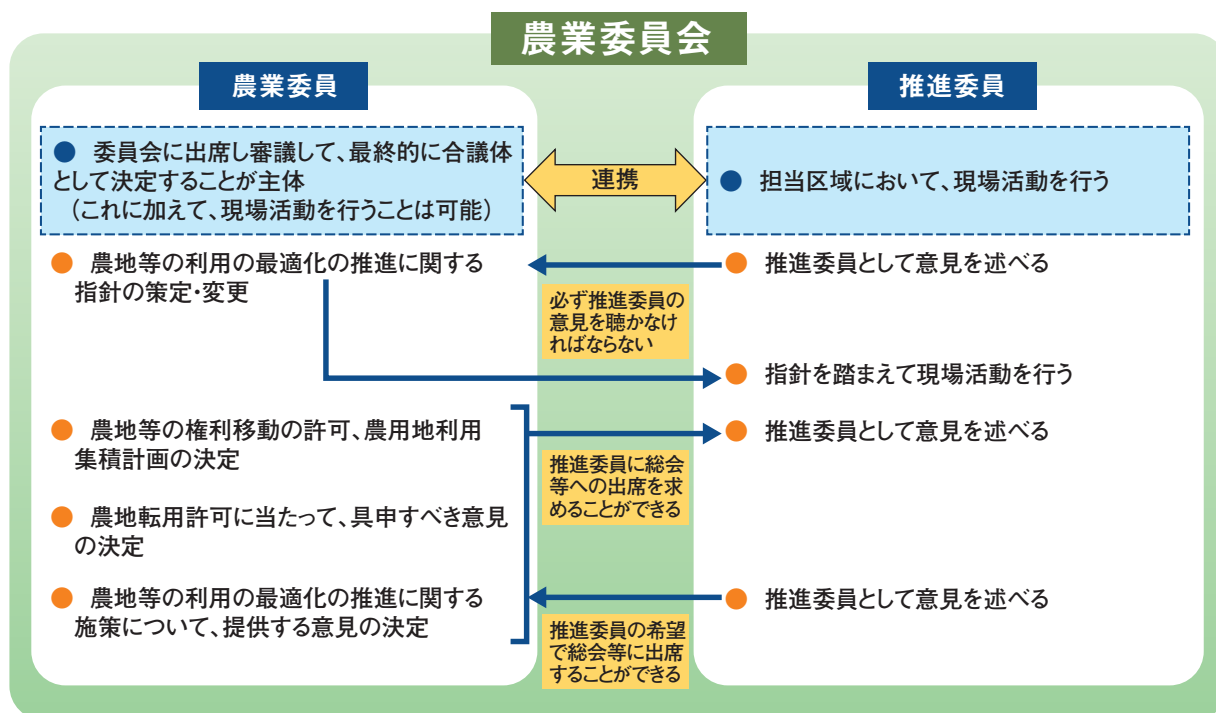
定数は法令の基準により6人程度



○現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、原則として、農地利用最適化推進委員を新設。

○農業委員と推進委員は密接に連携。

○推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。





農地利用意向調査にご協力をお願いします

● 農地利用意向調査とは

管内すべての農地を対象に「農地パトロール」を実施し農地の利用状況を調査しておりますが、**本年は10月に行う予定です。その結果、遊休農地と判定された農地を対象に農地法第32条に基づき、利用意向調査書を発出します。**

● 調査の内容は

利用の意向について次の5項目から確認します。
ア 農地中間管理事業を利用する。(農地中間管理機構を通じて、農地を貸したい・借りたいとお考えの方)
イ 農業振興区域内の農地のみ
イ 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する。(農政課を通じて農地を貸したい・借りたいとお考えの方)
ウ 自ら所有権の移転・賃借権・使用収益を目的に権利の設定や移転を行う。
エ 自ら耕作する。
オ その他

● 結果どうなる

平成26年度に農地意向調査が義務化され、平成27年4月から農地台帳を公表することになり、農地の利用状況についてインターネットで見ることや閲覧等ができるようになりました。
※公表項目は、所在・地番、地目、面積、地域区分、所有者名、耕作者名、遊休農地等利用状況など。
※ただし、所有者や耕作者はインターネットでは公表されません。
農業委員会は、この調査により農地所有者等の意向を確認しながら、農業上の利用の増進を図られるよう関係機関に通知し調整を行います。
※調査票で不明な点がありましたら

農業委員会にご相談ください。

所有農地及び耕作地に関する申告にご協力ください

毎年8月1日現在の農地の所有者と耕作の状況等を把握するために、農家の皆様方には申告書の提出をいただいておりますが、郵送しました申告用紙は、8月10日までに同封の返信用封筒で農業委員会事務局へ返信してください。

この申告は、農政上の重要な基礎資料となります。また、農地の権利移動や相続税納税猶予に必要な証明の発行の根拠となるものです。

なお、農地を相続された方、賃借の解除につきましましては、農地法に基づく届出が必要となる場合があります。

不明な点は、農業委員会へお問い合わせください。

農地の適正管理にご協力をお願いします

休耕中の農地をそのまま放置しておくと、雑草が繁茂し、火災や病害虫の発生・不法投棄を誘発する等、周囲の営農環境にも影響を及ぼします。(不法投棄されたゴミは自己責任で処理をお願いしますこととなります。) また、近隣で耕作している方や住んでいる方とのトラブルの原因にもなりますので、草刈等の適正管理をお願いします。

農地の賃借料情報

農地法第52条の規定に基づき、農業委員会では、地域における賃借料の目安となるよう「実勢の賃借料情報」を公表しています。

今回の情報は、市内農家が平成27年1月から12月までに契約又は支払われた年額の賃借料(10アール当たり)です。(別表1)

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田(一律)	18,000円	26,000円	10,000円
畑(一律)	26,200円	49,000円	14,200円
樹園地(一律)	50,300円	70,000円	20,000円

農地の権利取得に関する下限面積及び区域を定めています

農地の売買・贈与・貸借には農地法の許可が必要です。許可要件の一つに下限面積が定められており、現在所有する面積と取得する面積の合計が50アール以上ないと取得できませんが、法令の規定により地域の実情から別段の面積を設定しております。(別表2)

別表2

下限面積	区域
50アール	南大野、大野町、柏井町、大町、奉免町
30アール	国分、中国分、稲越町、北国分、下貝塚、曾谷、東国分、堀之内
20アール	上記以外の区域



北国分二丁目 大川原梅園・ハーブガーデンのご紹介

今回は、北国分二丁目で梅園・ハーブガーデンを経営している大川原常雄さんご一家を紹介します。元々は露地野菜などを出荷する農家でしたが、四十年ほど前にご主人が一念発起し、梅の栽培を始めたことがきっかけで今に至るそうです。

作物は主に梅、オリーブ、ハーブなどで、市場には出荷せずに直売もしくは加工販売しています。人気商品は、甘さを控えた梅ジャムや、梅と塩のみで漬ける無添

加減塩の梅干とのこと。百種類ほどあるハーブ園では、ハーブ摘みをはじめ、苗木販売、ラベンダーピローなどに加工した雑貨を販売しているとのこと。



道子さん 常雄さん 伸さん 加奈さん



また、敷地内に併設するカフェにて、自家製ハーブティーを飲みながら手作りケーキなども楽しめるそうです。

ご主人は、趣味から始めたハーブ栽培とのことから、最初は妻の道子さんと一緒に学校に通って熱心に勉強されたそうです。

後継者である伸さんは、周囲を住宅地に囲まれていたため、農薬散布や草刈りなど気を遣うことは多いそうですが、収穫のときや遠方からお客様がきた時はうれしく、妻の加奈さんと共にこれからも先祖代々受け継いできた農業を続けていきたいとのことでした。

農業新聞の購読を

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行している農家のための情報誌です。

農家の生活に密着した内容で、農業に関する最新の情報をわかりやすく解説してお届けしています。

毎週一回金曜日発行、購読料月額七百円(送料込み)購読をご希望される方は農業委員会事務局にご連絡ください。また、電子版もありますので、詳しくは全国農業新聞ホームページをご覧ください。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は次の特徴があります。

- 一、農業に従事されている方は誰でも加入できます。
 - 二、少子高齢時代に強い年金です。
 - 三、保険料は自分で選べて、見直しができます。
 - 四、終身年金で80歳までの保証があります。
 - 五、税制面で優遇措置があります。
 - 六、一定の要件を満たす方には、保険料の補助があります。
- お問い合わせは、農業委員会事務局 若しくはJAいちかわまでご連絡ください。

編集後記

「サツポロミドリ」といえば味の良い旨い枝豆の代名格の品種ですね。

枝豆は市内全域で広く栽培されています。とれたての枝豆は美味しく栄養だって満点、夏ばて防止の成分も含まれているそうで健康な身体に大いに貢献します。

市内の農家のおかげで市川市民はその枝豆を新鮮なうちに食べられる幸せな人々と言えますね。

この夏美味しい枝豆を食べながら体力つけて暑さも楽しむように乗り切りましょう。(冷やしたビールも忘れずに)

ありがとう「枝豆」そして「農家の皆さん」

石井 利和



熊本地震義援金について

去る四月十四日に発生した熊本地震において被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。被災農業者支援として農業委員一同より全国農業会議所を通じ、義援金二万円を送りました。

編集/発行 市川市農業委員会
住所 市川市東大和田一丁目一番十号
(分庁舎C棟2階)
電話 047(712)5063
農業委員会だより編集委員

三橋 弘 石井 克己
石井 利和 岡本 好夫